



2024年5月22日

各 位

会 社 名 神鋼商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 森地 高文
コード番号 8075
問合せ先 総務部長 大島 幸雄
TEL 03-5579-5201

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2024年6月26日開催予定の第106回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

2024年4月26日付の「監査等委員会設置会社への移行に関するお知らせ」で別途開示しておりますとおり、当社は、第106回定時株主総会での承認を前提に、経営の透明性を一層向上させることを目的として、監査等委員会設置会社に移行することとしました。これに伴い、監査等委員会および監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会および監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2024年6月26日（予定）
定款変更の効力発生日 2024年6月26日（予定）

以 上

※変更部分は下線で表記

現行定款	変更案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査役</u> <u>3. 監査役会</u> <u>4. 会計監査人</u> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役は、<u>12名以内とする。</u></p> <p><u>右記追加</u></p> <p>第 19 条 (取締役の選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>右記追加</u></p> <p>第 20 条 (代表取締役および役付取締役の選任)</p> <p>取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>第 22 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>右記新設</u></p> <p><u>右記新設</u></p> <p>第 23 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>第 4 条 (機 関)</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 <u>2. 監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u> <p><u>左記削除</u></p> <p style="text-align: center;">第4章 取締役および取締役会</p> <p>第 18 条 (取締役の員数)</p> <p>当社の取締役(監査等委員である取締役を除く)は、<u>8名以内とする。</u></p> <p><u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>第 19 条 (取締役の選任方法)</p> <p>取締役は、株主総会において選任する。</p> <p><u>ただし、監査等委員である取締役は、それ以外の取締役と区別して選任するものとする。</u></p> <p>第 20 条 (代表取締役および役付取締役の選任)</p> <p>取締役会は、その決議によって<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>第 22 条 (取締役の任期)</p> <p>取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p><u>② 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>③ 補欠のため選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第 23 条 (取締役の報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって<u>監査等</u></p>

現行定款	変更案
<p>総会の決議によって定める。</p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② 取締役および監査役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第 25 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>取締役社長</u>に支障あるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</p> <p>第 26 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、<u>取締役の過半数</u>が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第 27 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p><u>右記新設</u></p> <p>第 28 条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役および監査役会</u></p> <p>第 29 条 (<u>監査役の数</u>) <u>当社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p>第 30 条 (<u>監査役の選任方法</u>) <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>② <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の</u></p>	<p><u>委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</u></p> <p>第 24 条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>② <u>取締役の全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第 25 条 (取締役会の招集権者および議長) 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役会の決議により予め定めた取締役</u>がこれを招集し、議長となる。</p> <p>② <u>前項の取締役に支障あるときは、取締役会において予め定めた順位により他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。</u></p> <p>第 26 条 (取締役会の決議方法) 取締役会の決議は、<u>議決に加わることのできる取締役の過半数</u>が出席し、その取締役の過半数をもって行う。</p> <p>第 27 条 (取締役会の決議の省略) 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p><u>第 28 条 (重要な業務執行の決定の委任)</u> <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第 29 条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;"><u>左記削除</u></p> <p><u>左記削除</u></p> <p><u>左記削除</u></p>

現行定款	変更案
<p>議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>第 31 条 (監査役の任期) <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>② <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期が満了する時までとする。</u></p> <p>第 32 条 (常勤監査役) <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>第 33 条 (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第 34 条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、これを短縮することができる。</u></p> <p>② <u>監査役全員の同意あるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>第 35 条 (監査役会の決議方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p> <p>第 36 条 (監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>② <u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する最低責任限度額とする。</u></p>	<p>左記削除</p> <p>左記削除</p> <p>左記削除</p> <p>左記削除</p> <p>左記削除</p> <p>左記削除</p> <p>左記削除</p>
<p>右記新設</p> <p>右記新設</p> <p>右記新設</p>	<p>第5章 監査等委員会</p> <p>第 30 条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し会日の3日前までに発する。</u> <u>ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>第 31 条 (監査等委員会の決議方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることのできる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現行定款	変更案
<p>右記新設</p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 37 条～第 41 条 (条文省略)</p> <p>右記新設</p>	<p>第 32 条 (常勤の監査等委員)</p> <p><u>監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">第6章 計 算</p> <p>第 33 条～第 37 条 (現行どおり)</p> <p>附則</p> <p><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <p><u>当社は、第106回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>②第106回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第36条第2項の定めるところによる。</u></p>

以 上